

Q 9 : 教育基本法が改正されたが、学校において生涯学習・ふれあい学習を推進する上で留意すべきことは何か。

A : 平成18年12月22日に新しい教育基本法が公布・施行された。今後、教育振興基本計画や関係法規等、関連法令の制定・整備が行われるが、現時点においては、次の3点について留意する必要がある。

1 生涯学習の理念

本条が新設され、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定された。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

なお、学校における生涯学習推進、生涯学習支援のためには、本条文とともに新たに規定された、「公共の精神を尊び」(前文)、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」(教育の目標 第2条の3)、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われる」(義務教育 第5条の2)等の文言に留意しなければならない。また、基本法改正に至るまでに出された中教審答申・分科会報告等(H15~H17)を併せて読むことにより、その背景を知ることができる。

これらの改正条文の文言と答申・報告等から、学校が目指すべき「生涯学習社会を担う児童生徒の育成」についての二本の柱が明らかになる。一つめは、「生涯学習能力の育成、生涯にわたって学び続ける力の育成」であり、もう一つは、「社会の形成者として必要な資質能力の育成、学びの成果を公共のために生かす力の育成」である。このことについては、平成18年度版「21世紀を拓く芳賀の教育」第6号のQ & Aに詳述してあるので参照されたい。

2 家庭教育

本条が新設され、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことが規定された。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、人格形成の原点である。しかし、近年の社会状況の変化等に伴い家庭の教育力の低下が懸念されている。また、昨今憂慮されている青少年の問題行動は、家庭における教育の在り方が密接に関係しているといわれ、家庭における教育機能を高めていくことがきわめて重要な課題となっている。

このような状況の下、中教審・教育改革国民会議等の審議を経て社会教育法が改正され（H13）、家庭教育に関する事務が市町村教育委員会の所掌事項であることが明記された。さらには、中教審答申（H15）や少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法（H15）により、「すべての親を対象とする家庭教育支援」と「社会全体による家庭教育支援」が喫緊の課題として提示された。

今回、教育基本法の改正によって、親等の責任と国及び地方公共団体の努力義務が明示された。しかし、法の改正や条文の新設がされても、ある程度の長いスパンで見るともかく、即座に家庭の教育力が向上することも考えにくい。そして何よりも、学校は支援を必要としている子どもたちを目の前にして、「親や行政の責任だから……」というわけにもいかない。

したがって、「すべての親を対象に、社会全体による家庭教育支援」という観点からも、優れた教育力を有する地域の生涯学習機関である各学校には、これまで同様に家庭教育に対する支援が求められる。なお、その際、各市町教育委員会や関係諸機関との密接な連携はもとより、本県で開発した「親学習プログラム」の活用、本県で養成した「親学習プログラム指導者」との協働も考慮されたい。

3 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

本条が新設され、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力を努めるべきことが規定された。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

いくつかの事例を見る限り、学校、家庭、地域等の役割分担を切り口にその連携協力体制を構築しようとしてもうまくいかない場合が多いようである。それぞれが役割分担を明確にすることは、簡単なことではない。なぜなら、当事者の考え方や地域の実情により分担意識が異なるからである。また、役割分担がなされても、それぞれが他者の役割を侵してはならないというのは非現実的であり教育的でない。

連携協力体制がうまく構築された事例を見ると、多くの学校ではまず、より一層の「地域に開かれ、信頼される学校づくり」を目指している。そして、その結果として連携協力体制がごく自然に、あたかも意図したかのようにできあがっている。その際ポイントとなっているのが、「情報の共有」と「行動の共有」である。子どもたちの健全な成長を願わない大人はいない。思いを共にし、行動するためにも情報の共有は不可欠のものである。そして、その思いを達成するために、それぞれ何ができて何がで

きないのかを考えれば、自ずと役割は明らかになる。

さらに、おのおのが自らの教育力を結集できる場を設け、その総和を図ることもポイントとなっている。たとえば、学校支援ボランティア活動に保護者や地域住民の教育力を結集することなどである。これらの実践活動を通じて、それまでの過度の学校への依存と批判の体質を脱し、責任ある発言と行動に基づく地域住民の学校経営参画の促進に成功した事例も見受けられる。

なお、学校支援ボランティアを導入するためには、地域の方にコーディネーターになっていただくのがもっとも効果的であるといわれている。そこで、芳賀教育事務所では、平成18年度から「ボランティアコーディネーター研修会」を開催し、学校等から推薦いただいた地域の方や教職員を対象に、各学校においてコーディネーターとして活躍できるように養成研修を実施しているので、ぜひ活用いただきたい。